

貸借契約書（案）

県立長野図書館長 平賀 研也（以下「借借人」という。）と ○○（以下「貸貸人」という。）は、次の条項により物品の貸借契約を締結する。

（総則）

第1条 借借人、貸貸人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 貸貸人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（貸借物品）

第2条 貸借物品の品名及び数量は、別表（仕様書）のとおりとする。

（貸借期間等）

第3条 貸借物品の貸借期間、引渡し日及び場所並びに返還日及び場所は、次のとおりとする。

(1) 貸借期間 令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

(2) 引渡し日及び場所 令和2年2月28日 県立長野図書館

(3) 返還日及び場所 令和7年2月28日 県立長野図書館

（貸借料）

第4条 貸借料は、月額 円とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）

（契約保証金）

【契約保証金を納付する場合】

第5条 貸貸人は契約保証金 円（月額×12×1/10）をこの契約締結と同時に借借人に支払うものとする。

2 借借人は、貸借期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

【契約保証金免除の場合】

第5条 契約保証金は 金 円（月額×12×1/10）とし、その納付は免除する。

2 貸貸人がこの契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する額を違約金として借借人に納付しなければならない。

（引渡し及び検査）

第6条 貸貸人は、第3条に規定された引渡し日及び場所に貸貸人の負担で搬入し、使用できる状態

にするものとする。

- 2 賃借人は、貸借物品の引渡しを受けるときは、貸貸人の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。
- 3 貸貸人は、前項の規定による検査の結果不合格になった貸借物品について、賃借人の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に直接要する費用は貸貸人の負担とする。

(賃借人の義務)

第7条 賃借人は、貸貸人の承認を得ないで、貸借物品を第三者に貸し付けてはならないものとする。

- 2 賃借人は、貸借物品を、善良な管理者の注意を持って維持保存するものとする。
- 3 賃借人は、貸借物品を全部又は一部が、滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を貸貸人に通知するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 貸貸人は、毎月、前月分に係る賃貸借料支払請求書を、賃借人に提出するものとし、賃借人はこの請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

(返還及び検査)

- 第9条 貸貸人は、貸借物品の返還を受けるときは、賃借人の立ち会いの上でその検査を行うものとする。
- 2 撤去に直接要する費用は、貸貸人の負担とする。

(賃貸物品の滅失等)

第10条 賃借人は、貸借物品がその責に帰することのできない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができるものとする。

(瑕疵担保)

第11条 貸貸人は、貸借物品の引渡し後に隠れた瑕疵が発見されたときは、賃借人の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(物品の保守等)

- 第12条 貸貸人は、賃借人が物品を常に完全な状態で使用できるよう保守等の責任を負うものとする。
- (1) 保守の窓口については、ハードウェア及びソフトウェアの窓口を一本化するものとする。
 - (2) 設置場所訪問による修理・取替え（設置場所で完了しない場合は代替機対応）を原則とする。
- 2 前項に規定する保守等に必要となる費用は、貸貸人が負担するものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によりその必要が生じたときは、賃借人が負担するものとする。

(保険及び損害の賠償)

第13条 貸貸人は、貸借物品に賃借人の負担により動産総合保険を付するものとする。

- 2 貸貸人は、賃借人が故意又は重大な過失により貸借物品に損害を与えた場合は、その賠償を賃借人に請求することができる。
- 3 前項の場合において、賃借人が負担する賠償金は動産総合保険で填補された額の範囲内において免れる。

(秘密の保持)

第14条 貸貸人は、貸借物品等から知り得た賃借人の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならないものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 貸貸人は、貸借物品の返還時にハードディスク内等のデータを復旧できないよう消去するものとする。
- 3 貸貸人は、前二項の規定に違反し賃借人に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第15条 貸貸人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、賃借人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(事情変更による契約の変更)

第16条 この契約の締結後において、経済状況の激変により、契約内容が著しく不相当となったときは、賃借人貸貸人協議の上、契約内容を変更できるものとする。

(契約解除)

第17条 賃借人は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 貸貸人が、その責に起因する事由により第3条第1項に規定する期限までに貸借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。
- (2) 貸貸人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から賃借人が受けたとき。
- (3) 前各号の場合のほか貸貸人がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第17条の2 賃借人は、貸貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、賃借人は契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、貸貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 貸貸人（貸貸人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

- 第18条 貸貸人は、その責に帰すべき理由により、第3条第1項に規定する引渡し日までに貸借物品を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡した日までの日数に応じ、貸貸借料に対し年2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。
- 2 賃借人は、その責に帰すべき理由により、貸借物品を第3条第1項に定める返還日までに返還することができないときは、当該期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、貸貸借料に対し年2.7%の割合で計算した額の遅延損害金を貸貸人に支払わなければならない。
 - 3 賃借人は、その責に帰すべき事由により、物品を滅失又はき損したときは、物品を返還し、又は修理その他現状回復に必要な費用を貸貸人に支払わなければならない。
 - 4 賃借人は、その責に帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに貸貸借料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、貸貸借料に対し年2.7%の割合で計算した額の遅延利息を貸貸人に支払わなければならない。
 - 5 貸貸人は、第11条の場合において、賃借人に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として賃借人に支払わなければならない。
 - 6 貸貸人は、第17条及び前条の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。
 - 7 賃借人は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。
 - 8 貸貸人は、第1項又は第6項の場合において、賃借人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても賃借人に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第19条 貸貸人は第17条の2の各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第17条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第20条 貸貸人は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

- 第21条 賃借人は、賃借人の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。
- 2 貸貸人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃借人に損害が生じたときは、賃借人にその賠償を請求することができる。
 - 3 前項の賠償金は、第4条の月額貸貸借料に第3条の貸貸借期間満了日までの残余日数を乗じた金額とする。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人と貸貸人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、賃借人と貸貸人が両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 長野市若里1-1-4
県立長野図書館長
平賀 研也

貸貸人